

平成30年 第4回須賀川市農業委員会総会議事録

平成30年第4回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成30年4月 5日(木)
- 2 招集通知日 平成30年4月 5日(木)
- 3 招集日時 平成30年4月16日(月)午後2時
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(23名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 17名

7 欠席農業委員 2名 10番 高橋 純一 16番 上田 和一

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男
泉田	小椋 利春	泉田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也
小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 栄一	仁井田	影山 孝
大東	國井 美治	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡	長沼	小林 秀巨
長沼	横川 良雄	長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則
岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人		

- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名
9 欠席農地利用最適化推進委員 1名 横川 良雄

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局長 須田 俊弥
主幹兼局長補佐・農地係長 戸田 正樹
主任主査兼農政係長 三島木 修
産業部農政課 主事 佐藤 美佳

11 議 案

- 議案第 18 号 農用地利用集積計画について
議案第 19 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議案第 23 号 現況確認証明申請の適否決定について
議案第 24 号 平成 29 年度農業委員会共通経費収支決算の承認について
議案第 25 号 平成 30 年度農業委員会事業計画(案)の承認について
議案第 26 号 平成 29 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた点
検・評価並びに平成 30 年度農業委員会活動目標及びその達
成に向けた活動計画案について
報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受
理について
報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受
理について
報告第 20 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受
理について
報告第 21 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について
報告第 22 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について
報告第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消し願出書の受理に
ついて

12 開 会 (午後 2 時)

13 あいさつ

農業委員会 会長 和田 博文

14 須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文 農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 18 番 二瓶 寿農業委員と 19 番 佐藤 健一農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後 4 時 10 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成 30 年 4 月 19 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成30年 第4回総会

平成30年4月16日(月)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第18号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明と併せ第116号の取下げとそれに伴う総括表の
修正を行った。

議 長 ここで、受理番号第103号は矢吹正則推進委員の自己案件です。

須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により退席を求め、
先に審議いたします。

(矢吹正則推進委員 退席)

事 務 局 農政課佐藤主事詳細説明

議 長 只今、受理番号第103号について説明がありました、各委員から質問
等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

受理番号第103号について異議のない農業委員は、挙手を願います。

(出席農業委員全員挙手)

議 長 異議なしと認め、受理番号第103号について計画どおり議決し決定
することといたします。ここで、矢吹正則委員の復席を求めます。

(矢吹正則委員推進委員 復席)

議 長 続きまして、受理番号第96号から説明をお願いします。

事 務 局 農政課佐藤主事詳細説明

議 長 只今、申請番号96号から説明がありました。各委員から質問等あり
ませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第18号「農用地利用集積計画に
ついて」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 18 号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第 19 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 概略説明と第 16 号について取下げを説明した。

議長 ここで、申請番号第 14 号は矢部邦博推進委員、第 20 号は円谷正美推進委員の自己案件ですので「須賀川市農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限」により退席を求め、先に審議いたします。

(円谷正美、矢部邦博推進委員 退席)

事務局の説明を求めます。

事務局 農政課 佐藤主事詳細説明

議長 只今、申請番号 14 号と第 20 号についての説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。申請番号 14 号と第 20 号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号第 14 号と第 20 号について計画どおり議決し、決定することといたします。

議長 ここで、円谷正美、矢部邦博推進員の復席を求めます。

(円谷正美、矢部邦博推進員 復席)

議長 続きまして、申請番号第 10 号から説明願います。

事務局 農政課 佐藤主事詳細説明

議長 只今の説明に、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 19 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 19 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。
次に、議案第 20 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長説明

議長 続いて、受付番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

秋山吉治推進委員 受理番号第 20 号について説明いたします。4 月 11 日に現地と申請人宅訪問し聞き取り調査行いました。両申請人は同地区の知人であります。申請地は、前田川地区で進めている基盤整備地区外であり水回りが不便であり耕作には苦勞していたとのこと。申請地は、譲受人の屋敷に隣接しており今回譲受人に購入依頼を申出てまとまったものです。価格についても双方で決定したもので許可上特に問題は無いものと思われ
ます。委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長 続きまして受理番号第 21 号に移ります。服部推進委員から説明願
います。

服部 弥推進委員 受理番号第 21 号について説明いたします。以前は、何年か前まで譲渡人渡辺氏は、三島木さんの自宅前に自宅がありました。農地も存在しておりその農地は、現在、譲受人三島木氏が耕作している状況です。この案件は、譲渡人の夫が亡くなる前に話しが決定しており名義変更するため今回申請したものです。譲受人は、梓衝地区でも大規模農家であり経営状況は特に問題はありませ
ん。許可上問題は無いと思われ
ます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 続きまして受理番号第 22 号に移ります。味戸一浩農業委員から説明
を願います。

17 番味戸農業委員 譲渡人吉田一吉と譲受人吉田節子は、同一世帯で家族同士の贈与であり許可上、特に問題が無いかと思われまますので委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして受理番号第 23 号に移ります。古川 守推進委員から説明をお願いいたします。

古川 守推進委員 申請地は、譲受人田村氏の宅地に隣接しており何十年も耕作されていない土地であり田村氏に迷惑をかけているとのこととで譲渡人から申出がなされまとまったものです。売買価格も納得合意したとのこととです。許可上何ら問題ないと思われまます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に移ります。受理番号第 24 号と第 25 号について佐藤栄久男推進委員から説明をお願いいたします。

佐藤栄久男推進委員 受理番号第 24 号と第 25 号についてご説明いたします。申請人は親子関係であります。野菜、花卉を栽培しています。今年の初め息子の敦氏が榊さくら農園を立ち上げ、今栽培している野菜等を第 24 号では父親名義分第 25 号では敦名義分を会社に使用貸借し経営基盤の確立を図るものであり、特に問題は無いものと思われまます。委員の皆様にご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 26 号、第 27 号は交換で関連しますので併せて説明願います。服部 弥推進委員から説明をお願いいたします。

服部 弥推進委員 受理番号第 26 号と第 27 号は、相互交換です。4 月 13 日味戸農業委員と小林宅を訪問し聞き取り調査を行い、申請内容に相違ないことを確認しました。なお、面積が片や田で 10a、片や畑で約 4a、つりあわないのですがですが、双方の話し合いでこれでいいとのことになったそうです。周辺への影響もなく特に問題は無いと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 28 号について矢吹正則推進委員から説明をお願いい

たします。

矢吹正則推進委員 受理番号第 28 号についてご説明いたします。9 日に善方委員と深沢宅を訪問し聞き取りをしてきました。譲渡人と譲受人は親子関係で父親が現在入院中で互いに話し合い元気なうちに後継者に贈与する運びとなりました。許可上何ら問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に受理番号第 29 号、第 31 号について、有馬勝三推進委員から説明を求めます。

有馬勝三推進委員 受理番号第 29 号と第 31 号についてご説明いたします。

第 29 号は、譲渡人と譲受人は同地区住人の知人で、申請地は譲受人所有地の近くにあり、譲渡人の常松氏が農家の方はこれ以上無理との判断をし味戸氏に相談したところ話しがまとまったものです。売買価格もお互いに納得しており、特段許可上何ら問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。続いて第 31 号についてご説明いたします。譲渡人関根氏と譲受人角田氏は、同地区住む知人で田んぼも隣同志で耕作している関係です。この案件は、昨年売買の理由で一度申請され許可がなされていましたが、内容は売買ではなく贈与とのことであるため許可の取消願いをを行い再申請したものです。特段問題ははないものと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 30 号について、佐藤信雄推進委員から説明を求めます。

佐藤信雄推進委員 受理番号第 30 号についてご説明いたします。

4 月 9 日に安藤農業委員と観光交流課の担当から聞き取りを行ってきました。申請地は、牡丹園の園内に有り以前から賃借契約で牡丹苗育成地として借りていた。今回、売買の話がなされ契約となったとのこと。売買価格については観光交流課で不動産鑑定を進めた結果、この価格となったものです。

許可上何ら問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 只今、申請番号順に調査結果について説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第 20 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 20 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 21 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議 長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。齊藤正人委員。

齊藤正人推進委員 4 月 8 日二瓶 寿農業委員と現地調査して参りました。

本案件につきましては、昨年 12 月に牛舎及木材チップ置き場等新設する事由で農振除外を行った場所であり、既存の畜舎に隣接するものです。牛舎が手狭になったことから、既存の牛舎の隣接地に牛舎及木材チップ置き場等新設する転用申請です。畜舎の周りは山林であり農地の集団性は阻害せず、堆肥は堆肥舎へ搬送し汚水は適正処理するため雨水のみ屋外排出することとし、周辺には悪影響を及ぼすものではありません。特に、許可上問題は無いかと思われますので委員の皆様の慎重審議をよろしく願います。

議 長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 21 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」本市農業委員会では許可相当とすることに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 21 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可相当として県に進達することといたします。

議長 それでは、次に議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。有馬勝三委員。

有馬勝三推進委員 第 5 号について説明します。譲渡人柳沼氏は、譲受人味戸氏の事務所の隣の住人であり、申請地は譲受人の事務所に隣接し水はけが悪く長年耕作放棄地状態となっていました。譲受人の事業拡大に伴い資料掲載の目的で今申請がなされました。譲渡人の柳沼氏は、10 数年前に事故に遭いそれ以降は、近くの弟さんが農作業を手伝っていたがその弟さんも倒れてしまい農作業は、無理の状態でもあったので今回話しがまとまったものです。許可上問題は無いかと思われます。各委員の審議をお願いします。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 22 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」本市農業委員会では許可相当とす

ることに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可相当として県に進達することといたします。

議長 それでは、次に議案第 23 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 戸田主幹説明

議長 続いて、調査委員から説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

斎藤敏夫推進委員 受理番号第 5 号を説明いたします。

非農地化した経緯は資料のとおりで「40年代に道路として使用していて、現況の道路には、水道管が埋設しており生活道として利用し、登記地目が農地だと知らずに現在に至り、この間農地として使用したことはありません。」ということです。

よって、申請地は、今後農地として復元は困難であることを確認しました。

樽川榮一推進委員 受理番号第 6 号を説明いたします。

非農地化した経緯は資料のとおりで「45年の国土調査以前に申請者の父親が農業用倉庫を建築し、現在も使用しております。この間、農地との認識はなく、建築当初から農地として使用したことはありません。現況は、敷地内に農業用倉庫等が3棟建築されており、現在も倉庫として使用されています。」ということです。よって、申請地は、今後農地として復元は困難であることを確認しました。

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 23 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議の無い農業委員は挙手

願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 23 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し決定といたします。次の案件に移ります。議案第 24 号農業委員会共通経費収支決算の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長説明

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 24 号「平成 29 年度農業委員会共通経費収支決算の承認について」原案どおり承認することに異議の無い農業委員、推進委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 24 号「平成 29 年度農業委員会共通経費収支決算の承認について」承認されました。次の案件に移ります。議案第 25 号「平成 30 年度農業委員会事業計画案の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長説明

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

6 番遠藤敏雄農業委員 要望です。田植期、稲刈期の総会の開会時間の考慮を願いたい。

事務局 検討する。

議長 それではお諮りいたします。議案第 25 号「平成 30 年度農業委員会事業計画案の承認について」原案どおり承認することに異議の無い農業委員、推進委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 25 号「平成 30 年度農業委員会事業計画案の承認について」は承認されました。次の案件に移ります。

議案第 26 号「平成 26 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた点検・評価並びに平成 30 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた活動計画案について」を議題とし、事務局説明願います。

事務局説明 三島木主任主査兼農政係長説明

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

13 番吉田誠次郎委員 違反転用への適正な対応で、転用で違法か否かで色々なケースがある。こういった状況の中で違反転用面積 0 ha となっている理由は。

事務局（須田事務局長）この調書に出てくるものは県から指導改善をうけている件数を掲載するものとなっている。現在そういったケースは無い。

（他に質問なし）

議長 それではお諮りいたします。議案第 26 号「平成 29 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた点検・評価並びに平成 30 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた活動計画案について」原案のとおり決定することに異議の無い農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議長 異議なしと認め、議案第 26 号「平成 26 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた点検・評価並びに平成 30 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた活動計画案について」を決定といたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、1 件です。

報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理については、11 件です。

報告第 20 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理については、1 件です。

報告第 21 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、1

件です。

報告第 22 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可
については、1 件です。

報告第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消し願出書の
受理については、1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。各委員か
らその他で何かありましたら、発言を許します。

(特になし)

議 長 その他、事務局からありましたらお願いいたします。

事 務 局 総会終了後の本市主要農業政策についての説明の開始時間と次回総
会日程について、事務局長から説明があった。

議 長 これにて、平成 30 年第 4 回須賀川市農業委員会総会を閉会とい
たします。慎重審議、お疲れ様でした。